

土砂埋立て等許可書

住 所	
氏 名 又 は 名 称 (代 表 者 氏 名)	
電 話 番 号	
埋 立 て 等 区 域 の 所 在 地	
埋 立 て 等 区 域 の 面 積	
土 砂 埋 立 て 等 の 期 間	
許 可 の 条 件	

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例第8条及び第12条第1項の規定に基づき、上記のとおり許可します。

年 月 日

泉佐野市長 千代松 大耕 印

教示

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、泉佐野市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、泉佐野市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において泉佐野市を代表する者は、泉佐野市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分のあった日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。